四　土地区画整理事業の名称　流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　千葉県流山市駒木百七十六番地
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十二年三月十三日
七　事業計画の変更（第六回）の認可の年月日　平成二十六年十二月十五日

○国土交通省告示第千百四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
不動沢
二　砂防法第二条の土地の表示
静岡県富士市比奈二三〇〇番地内電子基準点富士を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を平成二十年国土交通省告示第六十号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三四五度〇二分五四秒
七四三八・八二八メートルの地点　一号
標柱一号から九三度〇八分五五秒
三七・九四九メートルの地点　二号
標柱二号から五七度一〇分五二秒
三三・一七七メートルの地点　三号
標柱三号から四三度二五分一四秒
三六・七六四メートルの地点　四号
標柱四号から五五度五八分五四秒
七五・八三三メートルの地点　五号
標柱五号から〇度〇八分〇七秒
三四・一六六メートルの地点　六号
標柱六号から四度一四分四二秒
六一・〇八四メートルの地点　七号
標柱七号から一一度三四分三四秒
二〇・六一三メートルの地点　八号
標柱八号から九八度三四分三三秒
三五・八六九メートルの地点　九号
標柱九号から一五一度三七分一四秒
一五・九〇二メートルの地点　十号
標柱十号から一七〇度二四分一八秒
一一・四五九メートルの地点　十一号
標柱十一号から二〇六度五九分三二秒
五九・四八四メートルの地点　十二号
標柱十二号から一四四度三三分〇九秒
七・三六八メートルの地点　十三号
標柱十三号から一七八度〇七分〇〇秒
一七・六八〇メートルの地点　十四号
標柱十四号から一九一度二五分二四秒
三三・九二二メートルの地点　十五号
標柱十五号から二二〇度二五分四五秒
三三・四三七メートルの地点　十六号
標柱十六号から二四四度〇二分五一秒
五三・〇五五メートルの地点　十七号
標柱十七号から二一七度五七分五四秒
三十・三五〇メートルの地点　十八号
標柱十八号から二三五度四六分五二秒
一七・六二三メートルの地点　十九号
標柱十九号から二五五度〇九分二〇秒
三〇・四〇三メートルの地点　二十号
標柱二十号から二六六度五四分二二秒
五八・五六五メートルの地点　二十一号

○国土交通省告示第千百五十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の三十七において準用する同規則第四条の二十六の規定に基づき、同規則第四条の二十第二項第二号に規定する登録昇降機検査資格者講習の実施に関する事務を行う者として登録した一般財団法人日本建築設備・昇降機センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同規則第四条の三十七において準用する同規則第四条の三十五第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十六年十二月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更後の代表者の氏名
杉山　義孝
二　変更年月日
平成二十六年三月二十日

○国土交通省告示第千百五十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の三十九において準用する同規則第四条の二十六の規定に基づき、同規則第四条の二十第三項第二号に規定する登録建築設備検査資格者講習の実施に関する事務を行う者として登録した一般財団法人日本建築設備・昇降機センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同規則第四条の三十九において準用する同規則第四条の三十五第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十六年十二月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更後の代表者の氏名
杉山　義孝
二　変更年月日
平成二十六年三月二十日

○関東地方整備局告示第四百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
十七号　前橋市川端町字道東一六四番四地先から同市川端町字道東一六九番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十五日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
城陽市寺田今橋三五番一から同市寺田金尾六〇番まで	前	三三・七〇～九八・九〇メートル
	後	三三・七〇～九〇・六〇メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十五日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十四号　城陽市寺田今橋三五番一から同市寺田金尾六〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月十五日